

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の項10の目中「5,000円」を「9,000円」に、「 $\left| \begin{array}{c} 9,000円 \\ \hline \end{array} \right|$ 」を「 $\left| \begin{array}{c} 19,000円 \\ \hline \end{array} \right|$ 」に、「14,000円」を「33,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「19,000円」を「43,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「34,000円」を「71,000円」に、「48,000円」を「100,000円」に改め、同目摘要3中「移転する」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする」に、「移転に」を「移転、修繕又は模様替に」に改め、同目摘要4中「移転」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替を」に改め、同目摘要に次のように加える。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、表に定める額に、43の項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。

別表その2の項11の目中「8,000円」を「20,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同項12の目中「基づく建築物の完了検査」の次に「の申請

に対する検査」を加え、「 $\left| \begin{array}{c} 10,000円 \\ \hline (9,000円) \end{array} \right|$ 」を「 $\left| \begin{array}{c} 22,000円 \\ \hline (19,000円) \end{array} \right|$ 」に、「 $\left| \begin{array}{c} 12,000円 \\ \hline (11,000円) \end{array} \right|$ 」

を「 $\left| \begin{array}{c} 28,000円 \\ \hline (25,000円) \end{array} \right|$ 」に、「 $\left| \begin{array}{c} 16,000円 \\ \hline (15,000円) \end{array} \right|$ 」を「 $\left| \begin{array}{c} 38,000円 \\ \hline (35,000円) \end{array} \right|$ 」に、「500平方メ

ートル以下」を「300平方メートル以下」に、「 $\left| \begin{array}{c} 22,000円 \\ \hline (21,000円) \end{array} \right|$ 」を「 $\left| \begin{array}{c} 53,000円 \\ \hline (50,000円) \end{array} \right|$ 」

に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「 $\left| \begin{array}{c} 36,000円 \\ \hline (35,000円) \end{array} \right|$ 」を

「

86,000 円
(83,000 円)

」に、「

50,000 円
(47,000 円)

」を「

110,000 円
(100,000 円)

」に改め、同目摘要 2 中

「移転した」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした」に、「移転に」を「移転、修繕又は模様替に」に改め、同項 13 の目中「基づく工作物の完了検査」の次に「の申請に対する検査」を加え、「9,000 円」を「22,000 円」に改め、同項 14 の目中「基づく建築物の中間検査」の次に「の申請に対する検査」を加え、「9,000 円」を「19,000 円」に、「11,000 円」を「25,000 円」に、「15,000 円」を「31,000 円」に、「500 平方メートル以下」を「300 平方メートル以下」に、「20,000 円」を「40,000 円」に、「500 平方メートルを」を「300 平方メートルを」に、「33,000 円」を「57,000 円」に、「45,000 円」を「77,000 円」に改め、同項 47 の目を同項 48 の目とし、同項 46 の目を削り、同項 45 の目中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同目摘要中「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項」に、「15 の項」を「16 の項」に改め、同目を同項 47 の目とし、同項 44 の目中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもので」を「第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもので」に、「2 登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合」を「2 その他の場合」に、

		ウ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	34,000 円	を
		エ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	37,000 円	

「		ウ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	25,000 円
		エ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	28,000 円
		オ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	34,000 円
		カ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	37,000 円

に、

「		ウ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	67,000 円
		エ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	112,000 円

を

「		ウ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	50,000 円	に、
		エ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	84,000 円	
		オ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	67,000 円	
		カ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	112,000 円	
」					

「モデル建築物基準A以外」を「その他の場合」に改め、同目摘要6中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「15の項」を「16の項」に改め、同目中摘要6を摘要7とし、摘要5を摘要6とし、摘要4を摘要5とし、摘要3を摘要4とし、摘要2の次に次のように加える。

3 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表その2の項44の目を同項46の目とし、同項43の目中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に、「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同目を同項45の目とし、同項42の目中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」を「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」に改め、同目を同項44の目とし、同項41の目を削り、同項40の目摘要中「15の項」を「16の項」に改め、同目を同項42の目とし、同目の次に次のように加える。

43	建築物の	建築物エ	1	一戸建ての住宅	
----	------	------	---	---------	--

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（仕様基準によるもの）	1 申請につき	17,000 円
		(2) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（仕様基準によるもの）	同	19,000 円
		(3) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（仕様・計算併用法によるもの）	同	25,000 円
		(4) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（仕様・計算併用法によるもの）	同	28,000 円
		(5) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	34,000 円
		(6) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	37,000 円
		2 共同住宅等		
(1) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（仕様基準によるもの）	同	32,000 円		

(2) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（仕様基準によるもの）	同	56,000 円
(3) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（仕様・計算併用法によるもの）	同	50,000 円
(4) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（仕様・計算併用法によるもの）	同	84,000 円
(5) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	67,000 円
(6) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	112,000 円
3 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）		
(1) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（モデル建築物基準	同	19,000 円

	によるもの)		
(2)	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの (モデル建築物基準によるもの)	同	26,000 円
(3)	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの (その他の場合によるもの)	同	23,000 円
(4)	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの (その他の場合によるもの)	同	30,000 円
4	特定非住宅建築物以外の非住宅建築物 (以下この項において「一般非住宅建築物」という。)		
(1)	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの (モデル建築物基準によるもの)	同	85,000 円
(2)	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの (モデル建築物基準によるもの)	同	108,000 円
(3)	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの (その他の場合によ	同	221,000 円

	<p>るもの)</p> <p>(4) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）</p>	同	277,000 円
<p>摘要</p> <p>1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準をいう。</p> <p>2 仕様基準とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>3 仕様・計算併用法とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</p> <p>4 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。</p> <p>5 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が 1 である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p>			

別表その 2 の項 39 の目中「（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、「」により」の次に「都市の低炭素化の促進に関する法律」を加え、「2 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により第 54 条第 1

項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合」を「2 その他の場合」に、

「		ウ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	34,000 円	を
		エ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	37,000 円	
」					

「		ウ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	25,000 円	に、
		エ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	28,000 円	
		オ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	34,000 円	
		カ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	37,000 円	
」					

「	ウ	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	67,000 円	を
	エ	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	112,000 円	

「	ウ	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	50,000 円	に、
	エ	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	84,000 円	
	オ	建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	67,000 円	
	カ	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	112,000 円	

「		ウ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	255,000 円	を
		エ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	317,000 円	
」					

「		ウ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	221,000 円	に
		エ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（その他の場合によるもの）	同	277,000 円	
」					

改め、同目摘要 5 中「（同法第 5 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を削り、「1 5 の項」を「1 6 の項」に改め、同目摘要 5 を同目摘要 6 とし、同目中摘要 4 を摘要 5 とし、摘要 3 を摘要 4 とし、摘要 2 の次に次のように加える。

3 誘導仕様・計算併用法とは、省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表その 2 の項 3 9 の目を同項 4 1 の目とし、同項 3 8 の目を同項 4 0 の目とし、同項 3 7 の目中「3 4 の項」を「3 6 の項」に改め、同目を同項 3 9 の目とし、同項 3 6 の目を同項 3 8 の目とし、同項 3 5 の目中「3 3 の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に」を「3 5 の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に」に改め、同目摘要 1 中「3 3 の項」を「3 5 の項」に改め、同目摘要 2 中「1 5 の項」を「1 6 の項」に改め、同目を同項 3 7 の目とし、同項 3 4 の目を同項 3 6 の目とし、同項 3 3 の目摘要 2 中「1 5 の項」を「1 6 の項」に改め、同目を同項 3 5 の目とし、同項 3 2 の目を同項 3 4 の目とし、同項 1 9 から 3 1 までの目を同項 2 1 から 3 3 までの目とし、同項 1 8 の目中「第 1 8 条第 1 4 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に、「基づく工作物の完了検査」を「基づく工

作物の工事の完了の通知に対する検査」に、「完了検査申請手数料」を「工事完了通知手数料」に、「9,000円」を「22,000円」に改め、同目を同項19の目とし、同目の次に次のように加える。

20 建築基準 法第18条 第38項第 1号又は第 2号の規定 に基づく建 築物等の仮 使用の認定 の申請に対 する審査	検査済証 の交付を 受ける前 における 計画の通 知に係る 建築物等 の仮使用 認定申請 手数料		1申請につき	120,000円
---	---	--	--------	----------

別表その2の項17の目中「第18条第14項」を「第18条第20項」に、「基づく建築物の完了検査」を「基づく建築物の工事の完了の通知に対する検査」に、「完了検査申請手数料」を「工事完了通知手数料」に、「10,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「28,000円」に、「16,000円」を「38,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「22,000円」を「53,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「36,000円」を「86,000円」に、「50,000円」を「110,000円」に改め、同目摘要2中「移転した」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした」に、「移転に」を「移転、修繕又は模様替に」に改め、同目を同項18の目とし、同項16の目中「8,000円」を「20,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同目を同項17の目とし、同項15の目中「5,000円」を「9,000円」に、「9,000円」を「19,000円」に、「14,000円」を「33,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「19,000円」を「43,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「34,000円」を「71,000円」に、「48,000円」を「100,000円」に改め、同目摘要3中「移転する」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする」に、「移転に」を「移転、修繕又は模様替に」に改め、同目摘要4中「移転」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替を」に改め、同目摘要に次のように加える。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、表に定める額に、43の項

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。

別表その2の項15の目を同項16の目とし、同項14の目の次に次のように加える。

15	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号の規定に基づく建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料	1申請につき	120,000円
----	--	---	--------	----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表その2の項12の目の改正規定（「基づく建築物の完了検査」の次に「の申請に対する検査」を加える部分に限る。）、同項13の目の改正規定（「基づく工作物の完了検査」の次に「の申請に対する検査」を加える部分に限る。）、同項14の目の改正規定（「基づく建築物の中間検査」の次に「の申請に対する検査」を加える部分に限る。）、同項17の目の改正規定（「基づく建築物の完了検査」を「基づく建築物の工事の完了の通知に対する検査」に、「完了検査申請手数料」を「工事完了通知手数料」に改める部分に限る。）、同項18の目の改正規定（「基づく工作物の完了検査」を「基づく工作物の完了の通知に対する検査」に、「完了検査申請手数料」を「工事完了通知手数料」に改める部分に限る。）、同項39の目の改正規定（「」により」の次に「都市の低炭素化の促進に関する法律」を加える部分に限る。）及び同項42の目の改正規定（「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」を「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項（これらの規定を第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料及び工事完了通知手数料の規定の適用については、改正後の四街道市手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。